

# 構造改革特別区域計画

## 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

生駒市

## 2. 構造改革特別区域の名称

情報教育推進特区

## 3. 構造改革特別区域の範囲

生駒市の全域

## 4. 構造改革特別区域の特性

### (1) 本市の地域特性

本市は、奈良県の北西部に位置し、大阪府、京都府と接しており、大阪市内中心部へ30分程度という好立地条件により、昭和46年11月に37,000人で奈良県内9番目の市として誕生して以来、急激に人口が増加し、現在115,000人が居住する住宅都市となっている。人口の7割以上が市外からの転入者で占められ、また市民の多くが大阪方面への通勤・通学者である。しかし、市域は東西が7.8kmであるのに対し、南北は14.9kmと南北に細長い地形で、市の中心に位置する市役所に市民が来庁する際にも電車、バスを乗り継がなければならない。そのため、早くからISDN回線を利用するなどしてサービスの情報化が進められており、平成14年度には地域イントラネット整備事業によって市の公共施設40箇所、市立の小学校及び中学校20箇所、幼稚園及び保育園13箇所をCATV回線及び光専用回線、ADSL回線で接続した地域情報通信ネットワークを構築し、時間的・空間的な制約を超えた各種市民サービスの向上を図った。

もともと、本市は昭和53年に世界で初めてCATVを活用した双方向の映像配信（「Hi-Ovis」実験）が行われた地であり、公共施設と一般家庭、実験センターの間を光回線等で結んで、双方向テレビ、ビデオオンデマンド、ホームショッピング、ホームセキュリティなどの技術研究が行われた。この実験の対象地に選ばれたのも、県外からの転入者が多く、地域的な相互関係が希薄になりがちであったことが大きな理由の1つだった。このとき敷設された回線をもとに生駒市が参画する第3セクター近鉄ケーブルネットワーク(株)が設立され、昭和63年にケーブルテレビ放送を開始、平成11年にはケーブルインターネット接続サービスを開始し、市の主要な情報通信基盤となっている。また、市北部の高山地区は関西文化学術研究都市として開発が進められ、国立奈良先端科学技術大学院大学や民間の研究機関が立地し、一般向けの講座に多く

の市民が集まるなど、科学技術、先端情報科学に対する市民の関心は高い。

## (2) 本市情報教育の経緯

本市で学校へのコンピュータの整備が始まったのは平成4年度で、平成9年度からは「生駒市コンピュータ活用推進研究指定校制度」がスタートし、市内の小中学校から毎年2~5校の指定校がコンピュータやその周辺機器、ネットワークの学習活動への効果的な活用方法開発に取り組んできた。指定校はそれぞれ公開授業や研究発表を行い、市内の各小中学校での情報教育にその成果を生かせるようにしてきた。

平成11年度には中学校では1人で1台のコンピュータを、小学校でも2人で1台のコンピュータを利用して学習できる環境が整えられるとともに、「いこまっこわくわくインターネットワーク事業」により、すべての市立幼稚園、小学校、中学校が近鉄ケーブルネットワーク(株)の高速CATV回線によってインターネットに接続できるようになった。さらに、それまで小学校と中学校の教員のみで構成されていた生駒市学校コンピュータ活用推進協議会が幼稚園の教員も参加して生駒市学校園コンピュータ活用推進協議会となり、ここに参加している教員がすべての生駒市立幼稚園・学校において情報教育を活発に推進するための中心的役割を担うようになった。

平成14年度には地域イントラネット整備事業にともなって、教育用センターサーバーが設置され、これまで近鉄ケーブルネットワーク(株)の一般加入者回線を利用していたものが、教育委員会が独自にメールサーバー、webサーバー、グループウェアサーバーを運用することになり、グループウェアによる教員間の情報共有やテレビ会議システムによる学校間の交流授業など、市独自の様々な情報システムの導入が可能になった。小学校のコンピュータ室にも児童1人が1台のコンピュータを使って授業を受けられる環境が整い、また新たに授業支援システムも導入して、限られた授業時間を十分に活用して情報教育を進めることができる環境が整っている。

さらに平成15年度からは生駒市内に立地する「奈良先端科学技術大学院大学との連携による学校教育支援事業」がスタートし、小学生や中学生が大学を訪れて大学院の教員による先端科学をテーマとした授業を受けたり、情報科学を専門とする大学院生が小学校や中学校を訪れて、コンピュータを使った授業を支援したりしている。これによって児童生徒が先端の情報科学に触れて興味関心を高めるとともに、日常のコンピュータの利用にあたってきめこまかい指導をすることができるようになっている。

## 5. 構造改革特別区域計画の意義

平成14年度から実施された現行学習指導要領は、生きる力の育成を基盤として基礎基本の確実な定着を図ることを目指しているが、これは子どもたちが社会へ出たと

きの資質や能力の基本となるものであり、いわゆる読み・書き・計算の確実な定着を図る指導の充実のために、学習指導要領（平成 15 年 12 月 26 日一部改正）においても「学習内容の習熟に応じた指導、児童の興味・関心に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導」を加え、個に応じた指導の一層の充実をあげている。また、中央教育審議会初等中等教育分科会の第 4 回総則等作業部会におけるキャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議中間まとめ（平成 15 年 7 月 10 日）は、「今日の厳しい経済情勢や産業・経済及び雇用の構造的変化等に伴って、学校教育と職業生活との接続ないし、学校から職業への移行が、量的にも質的にも極めて困難な局面を迎えている現状から、キャリア教育の重要性を訴え、普通教育においても、将来の職業生活を視野に入れ、子どもたちが情報活用能力や外国語の運用能力等、社会から評価される能力を身につけることができるようにしていくことが大切である」と指摘している。

社会からの評価にかかわらず、国際化、情報化が進展する社会にあっては、英語とコンピュータの運用能力を身につけることが児童生徒の人生をより充実させていく重要な要素であるといえる。

本市においては学習指導要領（平成 15 年 12 月 26 日）にあるように、各教科の基礎基本は、「児童が学習内容を確実に身につけることができるよう、学校や児童の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図る」ことでこれからも一層推進していく。また、「総合的な学習の時間」において全体計画を作成し、教材や指導者など教育環境を一層整備しながら、小学校段階からの英語指導も充実させていく予定である。さらに、学習指導要領（平成 15 年 12 月 26 日）には「総合的な学習の時間」について「各教科等で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、それらを学習や生活において生かし、総合的に働くことができるようにすること」の文が総則に加えられている。とくに情報教育においては、情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議最終報告（平成 10 年 8 月）が「（情報活用能力の育成を主たるねらいとした）教育活動が効果をあげるには、教員が明確に目標を意識し、その達成に向けた意図的、計画的教育活動を編成することが不可欠だ」と指摘しているように、「情報活用能力」と「生きる力」との関連性、発達段階や各教科等の学習との連携に留意しながら、系統的、体系的なカリキュラムを編成して指導する必要がある。

また、近年、ネットワークを使ったさまざまな犯罪が新聞紙上をにぎわすようになり、青少年が被害者や加害者となる事例も少なくないなど社会の情報化が進展するとともに顕著になってきた情報化の影の部分にあたる問題に対処する能力の育成も

急務の課題である。

生駒市では、これまで情報教育を推進してきた実績をもとにして、小学生の段階から情報活用の実践力、情報の科学的理解、情報社会に参画する態度を養うとともに、情報機器を使いこなす技能などを適切に身につけられるようにし、情報化が進展する社会の中で生きる力の育成を図っていきたいと考える。そのために、構造改革特別区域の認定を受けて構造改革特別区域研究開発学校設置事業による教科「情報科」を小学校に設置した教育課程を編成することができるようにする。

#### 6. 構造改革特別区域計画の目標

情報教育推進特区として生駒市が目指すのは、小学校1年生から6年生の「情報科」の教育課程を編成すること、編成した教育課程に基づいて「情報科」の授業を行う小学校1校を指定してよりよい教育課程の研究開発と教育実践を行うこと、さらにその実践と検証に基づいて他の小学校にも「情報科」を導入していくこと、さらに小学校の「情報科」の教育課程を終えた児童が中学校に進学した後に選択「情報」で技術・家庭科「情報とコンピュータ」の発展的な学習内容を取り扱えるようにすることである。

「情報科」を設置する小学校は徐々に増やしていき、最終的にはすべての小学校に「情報科」を設置する。生駒市は「みんなの夢をかなえる挑戦と創造のまち・いこま」を標榜し、美しい風景を見せる豊かな自然とともに、最先端の技術が集まる街であることを誇りとしている。学校単位の特色ある学校づくりを進めることはもちろんだが、市立小学校すべてで「情報科」の授業を行うことで、最先端の技術が集まるまち・生駒市の学校教育全体が特徴付けられることになる。

#### 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議最終報告（平成10年8月）は、「実際の学習活動では、情報手段を具体的に活用する体験が必要であり、必要最小限の基本操作の習得にも配慮する必要がある」としている。「情報科」設置の目的の1つが、児童生徒の将来を見据え、情報化が進む社会において情報機器や情報通信ネットワークの運用能力を身につけることができるようにすることであり、基本操作については必要最小限ではなく時間をかけて十分に習得できるようにする。コンピュータを職業や生活に生かせるようにするため、小学校のうちに文書作成、表計算およびプレゼンテーション用ソフトウェアの簡単な操作に慣れ、参考資料に示した市の技能標準を70%以上の児童が満たすことを目標とする。

また、中学校では選択「情報」として、文書作成、表計算およびプレゼンテーショ

ン用ソフトウェアを使いこなすことを目標としたコースを設ける。9年間にわたる小学校の「情報科」および中学校の選択「情報」を修了した場合、たとえば Word, Excel, PowerPoint のマイクロソフト・オフィス・スペシャリスト資格に相当する技能を、生徒の3分の1以上が獲得できるようにすることを目指す。将来ますます国際化、情報化が急速に進む社会を生きる生駒市の児童生徒の職業選択の幅が小学校「情報科」および選択「情報」履修によって大きく広がっていくことが予想できる。

平成16年1月29日からは公的個人認証制度が始まり、社会保険関係の手続きやパスポート申請などが個人のコンピュータから行うことができるようになるなど、コンピュータと情報通信ネットワークを使った行政に対する電子申請が行われるようになる。本市も行政に対する市民の利便性を高めるために早くから情報機器やネットワーク整備を行ってきており、ますます社会のさまざまなシステムの電子化が進む中で、構造改革特別区域認定によって児童生徒は将来それらを有効に、かつ適切に利用することができ、また市としてもこれまでに整備を進めてきた情報基盤が有効に生かされ、さらに発展していくことになる。

第3セクターである近鉄ケーブルネットワーク(株)の加入世帯は現在市民の42%であるが、市としても補助金を交付するなどして加入率を高め、市民を結ぶ重要な情報通信基盤としていく計画である。情報教育の推進によってCATV回線を利用したインターネット接続を希望する世帯が増えて近鉄ケーブルネットワーク(株)への加入率がより高くなり、また学校の機器やネットワーク環境の一層の整備を図ることで、市が他市町村へのモデル提示の役割を担い、県内経済の活性化にも寄与するといった経済効果も期待できる。それによって児童生徒の学習環境が学校でも家庭でもより一層整っていくという好循環が生まれる。

## 8. 特定事業の名称

### 802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

## 9. 構造改革特別区域計画において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 「生駒市情報教育推進事業」

生駒市では平成4年度から始まった情報教育推進事業によって、中学校の技術科の教員によるコンピュータの活用研究が始まった。平成9年度からは技術科の教員に限定せずすべての教科の教員が対象となり、また小学校への情報機器の配置にもなって小学校の教員も加わり、授業研究や活用研修会などが一層活発に行われる

ようになった。これらは毎年研究紀要としてまとめられ、各学校でその成果を共有してきた。さらに平成 11 年度からは幼稚園の教員も加わって、市内の幼稚園、学校すべてで活用研究が行われている。

小学校「情報科」設置にあたっては、これまでの情報教育推進事業による成果が教育課程編成に生かされていくとともに、情報教育の推進にあたってきた教員がその中心となって「情報科」の授業を進めていくことができる。また、情報機器や情報通信ネットワークの積極的な活用を図ってきた経緯からすべての教員がそれらに対する高い意識を持っており、「情報科」が円滑にスタートする土壌がすでに教員の間には培われている。

## (2) 「奈良先端科学技術大学院大学との連携による学校教育支援事業」

生駒市内に立地する国立奈良先端科学技術大学院大学は、情報科学研究科、バイオサイエンス研究科、物質創成科学研究科の3研究科から成り、市内の小学生、中学生が訪問して大学院の教員による授業を受けている。このうち情報科学研究科には、今年度、桜ヶ丘小学校の6年生が訪れ、コンピュータグラフィックス制作の指導を受けたり、研究中の最先端のコンピュータを体験したりした。これによって情報科学の先端に児童が触れ、先端科学への関心とコンピュータ活用への意欲を高めた。構造改革特別区域認定の後には、先端大でのこのような授業が「情報科」学習への意欲を高めるほか、情報科学の未来像を胸に描き、「情報科」を学習した自らの将来についても考えるきっかけとすることができる。

また、情報科学研究科の大学院生は、適宜市内の小中学校を訪問し、コンピュータを使った授業で教員を補助し、児童生徒への個別指導にあたり、情報機器やネットワーク環境維持についての教員の相談に応じたりしている。大学院生のサポートを受けながら授業を行うことで教員はコンピュータを使って指導する経験を積んできている。また、大学院生は夏季教員研修の支援にもあたっている。この事業を今後も継続することで、小学校教員が情報科の指導を行う力量を高めていくことができる。

## (3) 「情報科」講師の配置

「情報科」を設置した小学校には専門的知識を持った「情報科」講師を市費で配置する。「情報科」の授業を中心となって進めるほか、年間指導計画の改善の支援を行う。また、情報教育及び校内の情報化を推進する組織に所属し、研究推進体制の強化を図る。「情報科」講師の配置によって、新しい教科である情報科の実施がより確実なものとなる。

情報科講師は1年単位の雇用とし、希望者が1年間は安定した立場で仕事ができるようにすることで人材の確保を図る。当面は教員を志望する教員養成系大学卒業者を採用する予定であるが、将来的には門戸を大学理科系学部出身者や情報機器の

取扱いに習熟した一般大学出身者・社会人・退職教員のほか、コンピュータ専門学校卒業者にも広げていきたい。生駒市は大阪市中心部から 20～30 分、京都市中心部から約 1 時間と大都市に近く、特別免許状制度も利用しながら、優秀な人材を確実に確保するよう努めたい。

#### (4) 教員の研修

教員の研修は市教育委員会主催夏季研修会や学校単位の情報教育研修を、平成 9 年度から活発に行っており、平成 15 年度には市教育委員会主催夏季研修会で 12 日間の情報教育研修会を行っている。また、小学校のコンピュータを活用した授業を広く市内の学校に公開する研究会を 7 校が行っている。その他、学校単位の情報教育研修会が多数行われており、市教育委員会も指導主事を派遣して研修を支援している。同様の研修を今後も継続し、前述の「奈良先端科学技術大学院大学との連携による学校教育支援事業」も活用しながら、「情報科」を実施する教員の資質の向上を図る。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別紙

### 1. 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

生駒市立小学校12校(すべての生駒市立小学校)

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4. 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

生駒市

#### (2) 事業が行われる地域

生駒市

#### (3) 事業の実施期間

認定日以降

#### (4) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

小学校1年生から6年生の「情報科」教育課程

### 5. 当該規制の特例措置の内容

#### (1) 取組の期間等

認定日を期間のはじめとし、平成21年度に事業について評価、見直しを行う。

認定日以降速やかに、初年度に特例措置を適用する小学校1校を指定し、特例措置を適用して「情報科」を設置、「情報科」講師を実施校に配置して授業を行う。また、教員を中心として構成する「情報科教育課程検討委員会(仮称)」を設置し、特例措置の適用によって「情報科」の授業を行う小学校1校とともに標準となる教育課程の改善に努める。

初年度(平成16年度)から1~6年生に「情報科」を設置して授業を行うが、1~2年生は概ね市の標準の教育課程どおりに、3~6年生は2年生までの段階を



十分学習していないので、その内容を含めて弾力的に指導する。2年目（平成17年度）は1～3年生で概ね市の標準の教育課程どおりに、5年目（平成20年度）にはすべての学年で市の標準の教育課程どおりの「情報科」を実施する。

他の小学校も「総合的な学習の時間」の教育課程に情報科教育課程検討委員会の編成した教育課程を踏まえた内容を取り入れて教育活動を行い、平成18年度以降順次特例措置を適用し、「情報科」を設置していく。

平成21年度には、平成16年度から特例措置の適用を受けた1小学校の1～6年生の「情報科」の実践と検証を踏まえて、見直しを行う。

また、中学校の選択「情報」で取り扱う発展的な内容は、日常生活や職業で生かせる力を身につけることを基本として、情報科教育課程検討委員会で検討しながら小学校で「情報科」の授業を受けた児童が中学校に進学する平成21年度の1年前、平成20年度までにまとめることになる。現行の学習指導要領には「・・・学校において特に必要がある場合には、これにかかわらず指導することができる」の文があり、この場合の特区申請変更の必要性はそのときの学習指導要領や発展的な内容の取り扱い状況等に照らして考えることとする。

## (2) 教育課程の基準によらない部分

小学校に「情報科」を設置すること

### ア 「情報科」を設置する理由

市として標準となる教育課程を示して、小学校段階から情報活用能力（情報活用の実践力、情報の科学的理解、情報社会に参画する態度）を育成する意図的、計画的な教育活動を行うとともに、日常生活で情報機器を活用する基本的技能を身につけることができるようにするため、「情報科」を設置する。

### イ 「情報科」の年間標準授業時数

1年生 34時間、2年生～6年生 35時間とする。

「情報科」の設置にともない、各教科の標準授業時数を変更すること

### ア 1,2年生の標準授業時数

1年生国語科 238時間、2年生国語科 245時間とする。

### イ 3～6年生の標準授業時数

3,4年生「総合的な学習の時間」70時間、5,6年生「総合的な学習の時間」75時間とする。

「情報科」と1,2年生国語科、3～6年生「総合的な学習の時間」の関係

### ア 第1学年及び第2学年の国語との関係

第1学年及び第2学年の情報科は以下のような内容で構成する。

A 情報活用の実践力

(1) 情報を集めたり、表現したりする能力を育てるために、次の事項について指導する。

ア 未知の事柄に出会う楽しさを味わいながら、文章や写真、絵などの情報に慣れ親しむこと。

イ 絵や写真などの資料を見たり、本を読んだり、話を聞いたりしながら情報を収集すること。

ウ 参考となる文章を書き写したり、書き換えたりしながら、発信する情報を簡単な文章にまとめること。

B 情報の科学的理解

(1) 情報の表現法を理解できるように、次の事項について指導する。

ア パソコン室で守らなければならない約束を理解すること。

イ マウスを適切に操作し、文字入力をしたり、音声入力をしたりすること。

ウ デジタルカメラを使って、伝えたいことを撮影すること。

C 情報社会に参画する態度

(1) 情報を共有することの意味を理解できるように、次の事項について指導する。

ア 自分の作品を進んで発表すること。

イ 相手の発表に興味を持って見たり、聞いたりすること。

ウ 先生に読んでほしい本や自分が読みたい本を探し、進んで話を聞いたり、読書をしようとしたりすること。

教育課程のこのような内容に基づいて、例えば次のような学習単元を構想している。

対象学年 第1学年

単元名 わたしのすきなところ

- 目 標
- ・ 参考となる文章を書き写したり、書き換えたりしながら、好きな場所について知らせたいことを簡単な文章にまとめることができる。(内容 A(1)ウ)
  - ・ マウスを適切に操作して伝えたいことを録音したり、録音したものを聞き直したりすることができる。(内容 B(1)イ、C(1)ア)
  - ・ デジタルカメラを使って、好きな場所を撮影することができる。(内容 B(1)ウ)

- ・ 友だちの好きな場所の発表を、興味を持って見たり、聞いたりすることができる。(内容 C(1)イ)

展 開 第 1 時 学校探検をして好きな場所を見つけ、写真を撮る。

第 2 時 紹介文をまとめ、読む練習をする。

第 3 時 コンピュータを使って写真を見ながら紹介文を録音する。

他の児童の写真とリンクした音声による紹介 web ページを閲覧する。

この単元では、児童は小学校学習指導要領第 2 章第 1 節国語の第 2 に示された [ 第 1 学年及び第 2 学年 ] の次のような内容も同時に学習することになる。

- ・ 知らせたい事を選び、事柄の順序を考えながら、相手に分かるように話すこと。(内容 A ( 1 ) ア)
- ・ 自分の考えが明確になるように、簡単な組立てを考えること。(内容 B(1)ウ)
- ・ 事柄の順序を考えながら、語と語や文と文との続き方に注意して書くこと。(内容 B(1)エ)
- ・ 姿勢、口形などに注意して、はっきりとした発音で話すこと。([ 言語事項 ] (1)ア(7))

以上のように国語科で示された内容を踏まえて指導計画を作成することで、国語科の指導をより充実させることができる。なお、そのために 1~2 年生では国語科の検定教科書を「情報科」においても教科書として使用するとともに、市で作成した副読本も随時活用し、国語科の教材を情報科の視点から取り上げるようにする。

#### イ 第 3 学年～第 6 学年の「総合的な学習の時間」との関係

「総合的な学習の時間」で扱う「情報」は、小学校学習指導要領に示されたねらいを踏まえ、児童や地域の実態に応じて各学校が行うものである。本市の「情報科」は教科であり、そのため、市として標準の教育課程を示す。これに基づいて児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性を考慮して、各学校が適切な教育課程を編成して指導を行う。

評価は、「総合的な学習の時間」では小学校学習指導要領に示されたねらいなどを踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて定めることとなっている。「情報科」は本市が定めた情報科教育課程に示す目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価するとともに総括的に評価することになる。

「総合的な学習の時間」のねらいは

- ・ 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。
- ・ 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。

であり、これらは、各教科、道徳、特別活動においてもその特質等に応じて育成を目指すものである。「情報科」においても、情報の集め方、調べ方、まとめ方、報告や発表の仕方などの学び方を身に付けるとともに、自分の考えや意見を持ったり、自分に自信を持ったりするなどして、自己の生き方について考えることができるようにする。

### (3) 計画初年度の教育課程の内容等

#### 「情報科」実施校の指定

平成 16 年度に特例措置を適用し、小学校 1 校で「情報科」の授業を行う。さらに今後指定を受けようとする学校は、「情報科」設置に向けて、「総合的な学習の時間」を活用して情報活用能力の育成に努めるとともに、各教科等の目標を達成する際にも効果的に情報手段を活用できるようにする。

#### 情報科教育課程の改善

「情報科教育課程検討委員会（仮称）」を組織し、初年度の「情報科」設置小学校 1 校と協力して、市の標準となる 1 年生～6 年生の「情報科」教育課程の改善にあたる。なお、初年度の「情報科」教育課程の概要は以下のようなものとなる。

#### ア 「情報科」の目標

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用し、必要な情報を主体的に収集・判断・処理し、受け手の状況などを踏まえて表現・発信できる能力を育成するとともに、社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度を育てる。

#### イ 第 1 学年及び第 2 学年の目標

- ・ 資料の中から必要な情報を集め、集めた情報をもとに、伝えたいことを自分なりに表現することができるようにする。
- ・ 情報機器の基本的な操作ができるようになる。
- ・ 興味を持って友だちの発表を聞いたり、作品を見たりして、良いところを自らの作品づくりなどに生かすことができる。

#### ウ 第 3 学年及び第 4 学年の目標

- ・ 情報通信ネットワークを利用して情報を集めたり、写真と文章を組み合わせ受け手に分かりやすく表現したりすることができる。

- ・ 自分の伝えたいことを表現したり、情報通信ネットワークを利用したりするための基本的な操作ができるようになる。
- ・ 情報を共有することの良さに気づくとともに、正しい情報を共有することの大切さがわかる。

#### エ 第5学年及び第6学年の目標

- ・ 写真やグラフなどを活用し、構成を工夫して、分かりやすく、正確な情報を発信するとともに、効果的な表現の仕方を工夫することができる。
- ・ 必要に応じてソフトウェアを選択し、コンピュータが持つ様々な機能を生かす方法を追究して、積極的に取り入れようとする。
- ・ 情報を発信するにあたって人の権利を守らなければならないことを理解するとともに、自分の情報を守ることの大切さに気づく。

#### 生駒市教育イントラネット上のグループウェアの活用

生駒市教育イントラネット上のグループウェアには、これまでの情報教育の中で作成されてきた指導案や教材が蓄積され、各学校で自由に取り出せるようになっており、平成15年度も2月末を期限に各小学校の実践記録を収集している。これらを「情報科」の授業に活用する。

また、市作成の年間指導計画に基づいた教材を生駒市教育イントラネットのグループウェア上で3月から活用できるようにする。

さらに平成16年度に特例の適用を受けた小学校をはじめ、各学校でつくられた指導案や教材も情報科教育課程検討委員会が中心となって随時掲載し、「情報科」での活用を図る。

#### (4) 関係法令等との関係

教育基本法第1条（教育の目的）には「・・・勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身とともに健康な国民の育成・・・」が示されている。情報科を通じて、情報があふれる社会の中で、情報を自ら求め、収集し、適切に判断すること、そして自ら情報を発信していくこと、情報化が進む社会に適切に参画していく態度を育成していくことで、自主的精神に充ちた児童の育成に努める。

学校教育法第18条1に「学校内外の社会生活の経験に基づき、人間相互の関係について、正しい理解と協同、自主及び自立の精神を養うこと」が示されている。情報化の不適切な進展が人の孤立を招き、また児童生徒の健全育成を阻む道具となるケースもあるなど、現代社会で人間相互の関係について正しい理解と協同、自主及び自立の精神を養うためには情報社会に参画する態度を適切に育成することが不可欠である。

学校教育法第18条2には「・・・日常生活に必要な国語を、正しく理解し、

使用する能力を養うこと」が示されている。情報を整理し、正しく理解し、判断する力、分かりやすく情報を発信し、正しく伝える力などを情報科において育成し、実践的に国語を正しく理解し、表現する能力を養うことができる。

小学校学習指導要領第1章総則では「・・・児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、適切に活用する学習活動を充実する・・・」としている。この点に特に重点をおいて指導していくことで、本市の子どもたちが学校での学習活動ばかりではなく、家庭でも、地域でも、社会へ出た後にもこれらを適切に使いこなし、それぞれの生活を豊かにしていくことができる。

現行学習指導要領作成に至る教育課程審議会の答申では「今後、ますます高度情報通信社会が進展していく中で、児童生徒が、溢れる情報の中で情報を主体的に選択・活用できるようにしたり、情報の発信・受信の基本的ルールを身につけることや情報化の影響などについての理解を深めることは、今後一層重要なものになってくる」としている。計画に基づいて小学校段階から系統的に情報科の授業を行うことで、情報社会に参画する態度を適切に育成していくことができる。

以上のことから、教育基本法上の理念、及び学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえており、それらのもととなっている日本国憲法の理念にも添ったものと判断した。

特例措置の適用による「情報科」実施校の計画初年度（平成16年度）の教育課程表

学年	国語	社会	算数	理科	生活	情報	音楽	図工	家庭	体育	道徳	特別活動	総合的な学習の時間	総授業時間
第1学年	238		114		102	34	68	68		90	34	34		782
第2学年	245		155		105	35	70	70		90	35	35		840
第3学年	235	70	150	70		35	60	60		90	35	35	70	910
第4学年	235	85	150	90		35	60	60		90	35	35	70	945
第5学年	180	90	150	95		35	50	50	60	90	35	35	75	945
第6学年	175	100	150	95		35	50	50	55	90	35	35	75	945